



「保険知識の向上研修」について

森林保険センターでは、職員を対象に業務等に必要となる各種研修を実施しています。

今回は、当センターの福本保険業務部長(今年4月に三井住友海上火災(株)から出向)が講師となり、一般的な損害保険に関する知識や、民間損保会社の企業活動などに関する知見を深めることなどを目的に「保険知識の向上研修」を行いましたのでご紹介します。

まず、損害保険の基本的な知識を押さえた上で、民間損保会社の構造(組織や業務体制)や、地域の代理店の役割、実際にどのような方針や目標を立てて営業活動が行われているのかなど、自身のこれまでの体験や具体的な事例も盛り込み説明していただきました。

森林保険は一般的な損害保険と異なる面もありますが、お客様へのサービスの向上やコンプライアンス、更には加入促進など、森林保険業務を進める上で、非常に参考となる話を聞くことができました。今後もテーマ毎に研修を行い、職員の知識の向上やスキルアップにつなげていく考えです。



▲研修の様子

お知らせ

保険証券等の元号表記について

平成31(2019)年5月に改元が予定されています。森林保険証券等は、新元号となっても旧元号の表記のままでも有効ですので、そのままお持ちいただいて問題ありません。また、特段の変更手続き等も必要ありません。

熊本市の取組について

熊本市は、九州の中央に位置し、有明海に注ぐ白川、緑川の下流に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めています。

市の総面積は39,032ha、森林面積は6,260haで総面積の約16%となっており、民有林面積は4,614ha、うち人工林は1,114haで民有林の人工林率は24%となっています。

熊本市は、熊本県の人口の約4割を占めており、74万市民の水道水源の全てを地下水でまかっていますが、近年の都市化の進展や減反により地下水量の指標である地下水位は長期的に低下傾向にありました。そのため、熊本市では平成12年より「水資源かん養林整備事業」を通じて近隣の10市町村と森林整備協定を締結し、上流域の自治体と下流域の熊本市が連携して森林整備を行うことで、森林の持つ公益的機能を高め、住民に欠かすことのできない水資源の確保に取り組んでいます。

市有林はもとより、協定先の分収林(熊本市の持分)についても、それぞれ「環境共生課」と「水保全課」で連携し、森林整備や森林保険業務運営を行うとともに、森林保険への加入を積極的に進めており、植林等整備面積についても、年々順調に増加しています。

今後も熊本地域の水資源を守るため、森林保険の加入を継続したいと考えています。



▲熊本市西部地域森林整備協議会総会の様子

森林保険Q&A



山火事消火のため防火線を設置しましたが、これにより緊急に伐採された森林は損害てん補の対象となりますか？

特に大規模な林野火災の場合には、防火線等を設定して火災の延焼を防いで鎮圧する方法がとられることがあります。消防法に基づき延焼防止を目的とする防火線設定のために行われた緊急伐採木については、火災による損害に含まれることからてん補の対象となります。

